

一般事業主行動計画

三浦建設工業株式会社

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画
を策定する。

1. 計画期間 令和3年 3月 1日～令和5年 2月29日までの 2年間
2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など
制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和3年 3月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和3年 4月～ 制度に関するパンフレットを準備し社員に配布
※関係法令、諸制度の改訂にあわせ随時、調査、配付。

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うた
め、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年 3月 1日～令和5年 2月29日までの 2年間

目標1：令和3年の年次有給休暇起算日から1年内に取得日数を、一人当たり、平
均年間5日以上とする。

<対策>

- 令和3年 3月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和3年 4月～ 各部門と情報等の共有と取得に向けた検討開始
- 令和3年 4月～ 有給休暇取得予定表、管理表等の作成や、取得状況のとりまとめな
どによる取得促進のための取組の開始

1. 計画期間 令和3年 3月 1日～令和5年 2月29日までの 2年間

2. 内容

目標2：地域の子どもの工場見学及び若者のインターンシップの受け入れを行う。

<対策>

- 令和3年 3月～ 受け入れ体制について検討開始
 - 令和3年 3月～ 受け入れを行う工場や部署への説明及び体制作り
 - 令和3年 4月～ 関係行政機関、学校との連携
 - 令和3年 5月～ 社員への周知と受入準備
 - 令和3年 6月～ 工場見学及びインターンシップの受け入れ開始
- ※令和5年2月まで1年単位で継続的に行う。